

- ✓ 第22期意見具申では、下記のとおり「相談支援の重要性と相談員」と項目を立て相談支援について議論してきた。
- ✓ 令和5年度は、第22期意見具申を踏まえ「相談支援等に関すること」を調査するため、以下の領域の方々に、ヒアリングを行った。
 - ・区市町村社会福祉協議会職員
 - ・医療的ケア児（者）支援者
 - ・若者等を対象とした電話相談の相談員
 - ・ケアリーバー（児童養護施設等、社会的養護から離れた若者等）支援者

（参考）第22期意見具申より抜粋

【相談支援の重要性と相談員】

- ・既に、高齢、障害、子供等の相談窓口が整備されているものの、一つの制度では対応できない課題に対応するには、ワンストップかつ包括的な総合相談を受け止められる窓口が必要
- ・相談窓口で相談するということは敷居が高いと感じる人も多いため、日常的な困りごとや不安を話せる場や居場所があることも重要であり、認知症カフェや、地域の集い・通いの場といった当事者同士の集まりなども地域の大切な資源
- ・相談窓口が整備されても、自ら相談窓口につながる人が少ない人もおり、そうした人を適切に支援していくためには、地域で課題を抱える当事者を発見するためのアウトリーチに加え、当事者とコミュニケーションを重ね専門的知見から必要な支援先へつなぐことが必要
- ・地域の相談窓口や支援機関の人員体制においては、こうした2つの役割をどのように担うのか検討する必要がある。
- ・支援を必要とする人を発見し相談につなげるだけでなく、最終的に課題・ニーズを総合的に判断し、行政と民間双方の社会資源を活用しながら、生活再建等の課題解決が図られることも合わせて重要である。
- ・複雑化・複合化した多様な課題を受け止め、本人が主体的に課題解決を図られるよう支援するためには、当事者一人ひとりに寄り添い、伴走しながら支援し、他機関と連携していく視点が重要であり、相談窓口での「相談支援」機能の強化が求められている。

これまでの議論のまとめ

【住民の流動性】

- ・ 外国人住民や流動的な住民も含めたインクルーシブな関わりや、地域の中で様々な層の住民がどのような役割を果たしていくのか
- ・ 流動的な住民に対するアプローチや関わり、流動的な住民と定住層との関わりの形成

【相談支援のあり方】

- ・ 支援者と関わりを持ちたくない対象者への対応
- ・ 携帯電話の普及による過剰な回数の相談等、相談者の支援者への依存
- ・ 電話相談やSNS相談だけではなく、リアルな相談につないでいく必要性
- ・ 相談者自身が自ら解決する能力を身に着けるための支援の必要性
- ・ 一時だけではなく、生涯にわたって生きやすくしていくための支援の必要性

- ・ 既存の支援制度の利用に至らない、利用できない、利用しても継続できない、等の困難を抱える者への相談支援や居場所づくり
- ・ 相談支援を行う際の実機関との連携
(相談支援の“トリアージ”という観点から)
- ・ 地域の中で、社会福祉の相談支援の領域だけではなく、民間の支援者等との協力関係をどう構築するか
- ・ 相談支援領域でのAIの活用

- ・ 支援者自身のセルフケア、スタッフ間のケアの重要性

【相談支援への評価】

- ・ 相談支援業務で得られたデータや知見の共有
- ・ 相談支援業務への評価の方法